

さくら通信 2月号

2009年2月 No. 50

顧問税理士

我々の事務所は、現在2人の顧問税理士の指導を得ている。一人は国税局の最高ランクまで上り詰めた方であり、税務行政全般について大所高所から有益なアドバイスをいただいている。もう一人は資産税専門の先生であり、税務当局での長い勤務経験を持たれている。相続税等の資産税は深い経験が必要であり、実務面で大変よく指導していただいている。上記二人の先生以外にも事柄に応じて数人の有力な先生の指導を得ている。

我々の事務所がそれなりに成長して来られた背景に、歴代の顧問税理士の先生方の大きなご助力があったことを忘れてはならないと思っている。

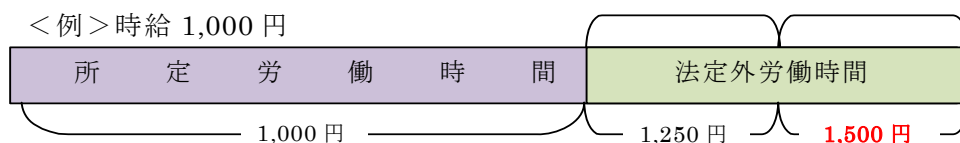
(竹内)

改正労働基準法平成22年4月施行

1ヶ月60時間超残業 → 5割以上の割増賃金

使用者が1ヶ月について60時間を越えて時間外労働をさせた場合、60時間を越えた時間外労働については、通常の賃金の5割以上の割増賃金を支払わなければならない。とする、改正労働基準法が平成22年4月1日施行されます。

中小企業は平成25年3月31日まで免除



※ 施行はまだ先ですが、お含みおき頂くようお願いいたします。

(大村)

研修会ご案内

平成21年3月2日(月) 14時00分～16時40分
徳島県立障害者交流プラザ3F 研修室1にて
社会保険労働保険改正・税制改正についての研修会を開催致します。
日時等詳細は同封の案内書にてご確認下さい。
ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、皆様お繰り合わせの上、
ご参加頂きます様お願い申し上げます。

裏面も御覧下さい

確定申告のご案内

☆平成20年分申告所得税は、3月16日(月)、消費税及び地方消費税については、3月31日(火)までが、申告及び納付期限となっています。

平成20年分確定申告分の振替日は次のとおりです。

- ・ 所得税・・・平成21年4月22日(水)
- ・ 消費税及び地方消費税・・・平成21年4月27日(月)

期限内に納付できなかった場合や振込口座の残高不足等で振替できなかった場合には法定納期限の翌日から完納の日までの間の延滞税がかかります。

Q1 所得税の確定申告をする必要がある人はどのような人ですか。

A 所得税の確定申告をする必要がある方は主に次のような方です。

- (1) 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- (2) 給与以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- (3) 給与を2か所以上から受けている方
- (4) その他の所得（事業所得、譲渡所得、保険満期等の一時所得など）がある方

Q2 所得税の還付申告はどのような場合にできますか。

A 源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている方は、還付を受けるための申告(還付申告)により税金が還付されます。

なお、給与所得者で確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、その他の各種の所得(退職所得を除く)も申告が必要です。

還付申告は平成21年2月15日以前でも行えますから、なるべく早めの申告をおすすめします。

Q3 今年からの改正点を教えてください。

A 平成20年分所得税についての主な改正事項は以下のものです。

- (1) 住宅の省エネ改修工事棟に係る住宅ローン控除
- (2) メタボ対策費用も医療費控除の対象に

Q4 電子申告を利用するとどんな利点がありますか。

A e-Tax(国税電子申告・納税システム)は、あらかじめ開始届出書を提出し、登録をしておけば、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができる便利なシステムです。

添付書類を提出省略

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます。(確定申告期限から3年間、書類の提出又は提示を求められることがあります。)

最高5,000円の税額控除

平成20年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます。(平成19年分の確定申告で本控除の適用を受けた方は受けられません。)

当社では、将来的に100%電子申告を目指しております。

お分かりにならないことがございましたら当社におたずねください。

(坂田)



表面も御覧下さい